

## 環境（空間）放射線モニタリング実施方法の変更について

### ○実施方法の変更

#### 変更前

- ・ 空間放射線量と土壌表面放射線量の測定

#### 変更後

- ・ 空間放射線量の測定

### ○変更の理由について

『原子力災害に係る広域避難要領 平成 27 年 2 月』（京都府）では、避難等の防護措置を行うかは、空間放射線量でのみで判断されます。

『除染関係ガイドライン 第 2 版』（環境省）では、除染を実施するかどうかは空間放射線量で判断し、表面放射線量は除染効果を確認するためにのみ実施されます。

従って平常時に行う放射線のモニタリングとしては、空間放射線量の測定のみとしました。

#### 【参考】

福島第一原発事故以降、京田辺市では空間放射線量は自然界に存在する放射線量の範囲内であり、除染を必要としない数値となっています。

#### 環境（空間）モニタリング測定結果

平成 23 年 10 月～平成 28 年 10 月			
地上 1m		土壌表面	
( $\mu$ Sv/h )		( cpm )	
最大値	0.127	最大値	171.5
最小値	0.032	最小値	59.5
中央値	0.064	中央値	111.0

※地上 1m で計測した空間放射線量が 500  $\mu$  Sv/h 以上 の場合、緊急防護措置（数時間以内に避難や屋外退避を行う）をとる。

『原子力災害に係る広域避難要領 平成 27 年 2 月』（京都府）より